

京都大学生存圏研究所規程

(平成十六年達示第三十六号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学生存圏研究所(以下「生存圏研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 生存圏研究所は、生存圏科学に関する研究及び人材育成を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(所長)

第三条 生存圏研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は、生存圏研究所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 生存圏研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 生存圏研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応じるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究部及び研究系)

第六条 生存圏研究所に、中核研究部及び開放型研究推進部を置く。

2 中核研究部の研究系は、次に掲げるとおりとする。

生存圏診断統御研究系

生存圏戦略流動研究系

生存圏開発創成研究系

第七条 開放型研究推進部に部長を置き、生存圏研究所の教授又は助教授をもって充てる。

2 部長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部長は、開放型研究推進部の業務をつかさどる。

(生存圏学際萌芽研究センター)

第八条 生存圏研究所に、附属の研究施設として、生存圏学際萌芽研究センターを置く。

- 2 生存圏学際萌芽研究センターに、センター長を置き、生存圏研究所の教授又は助教教授をもつて充てる。
- 3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、生存圏学際萌芽研究センターの業務をつかさどる。

(ミッション推進委員会)

第九条 生存圏研究所に、その重要な研究課題の推進に関し所長の諮問に応じるため、ミッション推進委員会を置く。

- 2 ミッション推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究科の教育への協力)

第十条 生存圏研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

工学研究科

農学研究科

情報学研究科

(事務組織)

第十一条 生存圏研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第十二条 この規程に定めるもののほか、生存圏研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学木質科学研究所協議員会規程(昭和十九年五月二十日制定)
 - 二 京都大学木質科学研究所長候補者選考規程(昭和三十二年達示第六号)
 - 三 京都大学宙空電波科学研究センター規程(昭和五十六年達示第九号)
 - 四 京都大学宙空電波科学研究センター協議員会規程(昭和五十六年達示第十号)
 - 五 京都大学宙空電波科学研究センター運営委員会規程(昭和五十六年達示第十一号)
 - 六 京都大学宙空電波科学研究センター長候補者選考規程(昭和五十七年達示第二十号)